

議案第 9 2 号

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 4 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

町職員の給与改定等をする必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「すべての」を削り、同条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫

第 7 条第 3 項第 1 号を次のように改める。

(1) 扶養親族たる配偶者、父母等（前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6, 0 0 0 円（別表第 1 の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が 4 級である職員（以下「4 級職員」という。）の扶養親族たる配偶

者、父母等 3, 000円)

第7条第3項第2号中「のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。）」を削り、「13, 500円」を「9, 000円」に改め、同項第3号を削り、同条第4項中「（扶養親族たる子のうちに同項第2号に該当する子がいる場合は、当該特定期間にある子の数から1を減じた数）」を削る。

第8条第1項中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4級職員が4級職員以外のものとなった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4級職員以外のものが4級職員となった場合
- (5) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第8条に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第17条第2項中「100分の85」を「100分の90」に改め、同条第3項中「100分の85」を「100分の90」に、「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

別表第1備考3中「181, 200円」を「182, 700円」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第 4（第 3 条関係）

給料表（一）級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|--------|
| 1 級 | 主事の職務 |
| 2 級 | 主任の職務 |
| 3 級 | 係長の職務 |
| 4 級 | 課長の職務 |
| 5 級 | 部長の職務 |

給料表（二）級別標準職務表

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|------|---------|
| 1 級 | 技能主事の職務 |
| 2 級 | 技能主任の職務 |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 8 条の改正規定、別表第 1 の改正規定並びに次項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例措置）

- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条第 3 項の規定の適用については、同項第 1 号中「配偶者、父母等（前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる者をいう。以下同じ。） 6, 000 円」とあるのは「配偶者 10, 000 円」と、「配偶者、父母等 3, 000 円」とあるのは「配偶者 8, 000 円」と、同項中「（2）扶養親族たる子（前項第 2 号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 9, 000 円」とあるのは「

（2）扶養親族たる子（前項第 2 号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。）で満 15 歳に達する日以後の最初

の3月31日までにあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 10,000円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円

(4) 前項第3号から第6号までに掲げる者 6,000円

」

とし、改正後の条例第8条第1項の規定は適用せず、この条例による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例第8条第1項の規定はなお効力を有し、改正後の条例第8条第3項の規定の適用については、同項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同項第3号及び第4号中「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」とし、同条第4項の規定の適用については、同項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（平成29年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 平成29年3月に支給する期末手当については、改正後の条例第16条第2項中「100分の25」とあるのは「100分の35」と、同条第3項中「100分の25」とあるのは「100分の35」と、「100分の10」とあるのは「100分の15」とする。